

第2回嬉野市議会定例会議案

令和4年6月3日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
2	令和4年6月3日	令和3年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	別冊
3	〃	令和3年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
4	〃	令和3年度 嬉野市農業集落排水特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
5	〃	令和3年度 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
6	〃	令和3年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
7	〃	令和3年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	〃
8	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
27	令和4年6月3日	専決処分（第3号）の承認を求めることについて	1
28	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて	10
29	〃	専決処分（第5号）の承認を求めることについて	別冊
30	〃	嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例について	13
31	〃	嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について	16
32	〃	嬉野市印紙類購入基金条例の一部を改正する条例について	18
33	〃	嬉野市庁舎整備基本構想について	20
34	〃	第2次嬉野市総合計画後期基本計画について	21
35	〃	指定管理者の指定について	22
36	〃	佐賀県市町総合事務組合理約の変更について	23
37	〃	令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第3号）	別冊
38	〃	令和4年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃

議案第27号

専決処分（第3号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部を改正する条例)

第1条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「又は同条第6項」を「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改め、同条第3項中「法第37条の4」を「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定す

る源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

2.4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

(嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例(令和3年6月25日嬉野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、嬉野市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族()の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中嬉野市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中嬉野市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中嬉野市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定

による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の嬉野市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同

条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第28号

専決処分（第4号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第29号

専決処分（第5号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分する。

令和4年5月20日

嬉野市長 村上 大祐

令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,513,401千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,353,137	39,949	2,393,086
	2 国庫補助金	491,130	39,949	531,079
歳入	合計	18,473,452	39,949	18,513,401

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,860,303	39,949	5,900,252
	2 児童福祉費	2,490,277	39,949	2,530,226
歳出	合計	18,473,452	39,949	18,513,401

議案第30号

嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例について

嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例を別紙のように制定する。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市庁舎の建設にあたり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市新庁舎建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 嬉野市新庁舎の建設に当たり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行うため、嬉野市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 新庁舎建設の基本計画及び基本設計に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 建築に関する資格を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から第2条に定める市長への報告が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例の廃止)

2 嬉野市庁舎のあり方検討委員会条例（平成31年嬉野市条例第1号）は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後、最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

4 この条例は、第2条に定める市長への報告が終了する日限り、その効力を失う。

議案第31号

嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例について

嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 市長及び副市長の給与の特例を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長及び副市長の給与の特例を定めるものとする。

(市長及び副市長の給与の特例)

第2条 市長及び副市長の給料月額は、令和4年7月1日から同年7月31日までの間において、嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号。以下「市長等給与等条例」という。）第3条の規定にかかわらず、市長等給与等条例別表に定める額から、それぞれその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長等給与等条例第5条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、市長等給与等条例別表に定める額とする。

(退職手当の算定の基礎となる給料月額)

第3条 退職手当の算定の基礎となる給料月額は、前条の規定にかかわらず、市長等給与等条例別表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の廃止)

2 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例(令和2年嬉野市条例第21号)は、廃止する。

議案第32号

嬉野市印紙類購入基金条例の一部を改正する条例について

嬉野市印紙類購入基金条例（平成24年嬉野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 郵便切手類販売所契約の解除に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市印紙類購入基金条例の一部を改正する条例

嬉野市印紙類購入基金条例（平成24年嬉野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市佐賀県収入証紙購入基金条例

第1条中「収入印紙及び」及び「（以下「印紙類」という。）」を削り、「嬉野市印紙類購入基金」を「嬉野市佐賀県収入証紙購入基金」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「印紙類」を「佐賀県収入証紙」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

嬉野市庁舎整備基本構想について

嬉野市庁舎整備基本構想を別紙のとおり定めたいので、嬉野市議会基本条例（平成 21 年嬉野市条例第 16 号）第 8 条第 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市庁舎整備基本構想の制定に伴い、嬉野市議会基本条例の規定により、議会の議決が必要である。

議案第34号

第2次嬉野市総合計画後期基本計画について

第2次嬉野市総合計画後期基本計画を別紙のとおり定めたいので、嬉野市議会基本条例（平成21年嬉野市条例第16号）第8条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 第2次嬉野市総合計画後期基本計画の制定に伴い、嬉野市議会基本条例の規定により、議会の議決が必要である。

議案第35号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | うれしの まるく |
| 2 指定管理者の名称 | 株式会社まちづくり嬉野 |
| 3 指定の期間 | 令和4年9月 1日から
令和8年3月31日まで |

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市道の駅等（うれしの まるく）の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第36号

佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について

令和4年4月1日付けで杵東地区衛生処理場組合の名称が杵島地区衛生処理組合に変更されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により佐賀県市町総合事務組合同規約を別紙（案）のように変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県市町総合事務組合同規約を変更するため、議会の議決を求める必要がある。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び同表第3条第7号に関する事務の項中「杵東地区衛生処理場組合」を「杵島地区衛生処理組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,945,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		93,595	1,663	95,258
	1 分担金	6,591	1,663	8,254
15 国庫支出金		2,393,086	97,221	2,490,307
	1 国庫負担金	1,856,572	26,843	1,883,415
	2 国庫補助金	531,079	70,378	601,457
16 県支出金		1,470,458	177,640	1,648,098
	2 県補助金	603,130	177,640	780,770
19 繰入金		2,025,342	149,395	2,174,737
	2 基金繰入金	2,025,339	149,395	2,174,734
21 諸収入		415,997	9,900	425,897
	5 雑入	189,312	9,900	199,212
22 市債		471,500	△4,100	467,400
	1 市債	471,500	△4,100	467,400
歳入	合計	18,513,401	431,719	18,945,120

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,174,364	77,727	5,252,091
	1 総務管理費	4,833,609	76,061	4,909,670
	2 徴税費	180,099	1,516	181,615
	3 戸籍住民基本台帳費	88,457	150	88,607
3 民生費		5,900,252	25,995	5,926,247
	1 社会福祉費	2,806,388	24,149	2,830,537
	2 児童福祉費	2,530,226	312	2,530,538
	3 生活保護費	563,538	1,534	565,072
4 衛生費		1,262,182	40,444	1,302,626
	1 保健衛生費	426,036	40,444	466,480
6 農林水産業費		901,788	1,272	903,060
	1 農業費	826,754	1,272	828,026
7 商工費		539,537	22,870	562,407
	1 商工費	539,537	22,870	562,407
8 土木費		1,559,716	52,384	1,612,100
	2 道路橋りょう費	323,190	△1,478	321,712
	4 都市計画費	1,117,776	48,362	1,166,138
	6 新幹線費	40,242	5,500	45,742
9 消防費		487,811	762	488,573
	1 消防費	487,811	762	488,573
10 教育費		1,023,832	27,017	1,050,849
	1 教育総務費	215,613	639	216,252
	2 小学校費	211,089	13,856	224,945
	3 中学校費	99,248	3,540	102,788

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	271,788	4,543	276,331
	5 保健体育費	226,094	4,439	230,533
11 災害復旧費		70,724	183,248	253,972
	1 農林水産施設災害復旧費	13,985	183,248	197,233
歳	出	合	計	
		18,513,401	431,719	18,945,120

第 2 表 継 続 費 補 正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業	35,000	令和4年度	20,935
				令和5年度	14,065

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による嬉野市道の駅等「うれしの まるく」の管理に係る委託料	令和5年度から令和7年度まで	各年度の予算で定める額

第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過年補助農地・施設災害復旧事業	千円 1,800	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路メンテナンス事業	千円 38,300	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 32,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和4年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,574,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		2,780,566	499	2,781,065
	1 県補助金	2,780,566	499	2,781,065
歳入	合計	3,573,786	499	3,574,285

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,656,030	499	2,656,529
	6 傷病手当金	1	499	500
歳出	合計	3,573,786	499	3,574,285